

志免町老朽危険空き家除却費補助金【Q&A】

1. 空き家の定義について

Q1. 「空き家」とはどのような建築物ですか？

A1. 以下の全てに該当するもの

- ・主に居住用に使用していた建築物又は、建築物の部分（長屋のうちの1戸など）であること
- ・木造又は軽量鉄骨造のもの
- ・建築物又は、建築物の部分が年間を通じて居住されておらず、また、物置や作業場などにも使用されていないこと

Q2. 「老朽危険空き家」とはどのような建築物ですか？

A2. 町が調査する基準で評点が100点以上の「空き家」であること

Q3. 「無接道等老朽危険空き家」とはどのような建築物ですか？

A3. 「老朽危険空き家」であって、以下のいずれかに該当するもの

- ア 建築基準法第43条第1項及び第2項の規定に適合しない敷地にあるもの
- イ 立地状況等のやむを得ない事由により、解体専用重機、バックホウその他これらに類する重機を使用して解体することができないもの

2. 申請者について

Q1. 補助金の交付申請をできる方は誰ですか？

A1. 建築物の所有者又はその法定代理人若しくは相続人です。

Q2. 所有者が死亡し、相続人が確定していない場合は申請できますか？

A2. 法定相続人であれば申請できます。ただし、申請者以外に空き家の権利を有する方がいる場合、その全員の同意と戸籍謄本等の関係書類の提出が必要です。

Q3. 建物に抵当権等の所有権以外の権利が設定されている場合は対象となりますか？

A3. 抵当権等の権利者の承諾が分かる書類等を提出いただければ、対象となります。

※権利者の印鑑証明書等の添付も必要となります。

3.補助金の対象要件について

Q1.どのような空き家が補助金の対象となりますか？

A1.「老朽危険空き家」又は「無接道等老朽危険空き家」であって、以下の全てに該当するもの

- ・所有権以外の権利が設定されていないこと（その権利者から同意がある場合を除く）
- ・公共事業等による補償の対象となっていないこと
- ・この補助金以外に、解体に係る補助金等を受けていない（受ける予定がない）こと
- ・所有者等が、当該空き家について、空家等対策の推進に関する特別措置法に規定する命令を受けていないこと
- ・この補助金の交付を受ける目的で空き家を故意に破損させていないこと

Q2.すでに解体工事の契約を締結している場合でも、補助金の対象となりますか？

A2.対象となりません。補助金の対象となるには、解体工事の契約をする前に、町に事前協議や補助金交付申請を行うことなどが必要です。

Q3.空き家の敷地を更地にしなければ補助金の対象となりませんか？

A3.原則、更地にしなければ補助金の対象となりません。ただし、周辺的生活環境に悪影響が無い工作物であれば、敷地に残置しておくことが可能です。※事前に町にご相談ください。

Q4.ブロック塀の撤去工事も補助の対象となりますか？

A4. 対象である空き家と同一敷地内にあり、建物と機能を同一とするもので、解体工事に不可分なものが対象となります。なお、空き家にある荷物の処分等（動産の移動や処分等）に関する費用は対象となりません。

Q5.長屋や共同住宅の1戸でも補助金の対象となりますか？

A5.長屋などの1戸でも、補助金の対象となります。ただし、解体工事を行うことについて、同じ建築物の他の長屋や共同住宅など（以下「長屋等」という。）の所有者全員の同意が必要です。また、解体工事により、長屋等の耐震性等に影響が出る可能性もありますので、専門業者や長屋等所有者全員にご相談の上、長屋等に影響が出ないようにご注意ください。

4. 補助金額について

Q1.補助金額はいくらですか？

A1.対象となる空き家の解体工事費の2分の1が対象となり、空き家によって額が異なります。

- ・老朽危険空き家：上限60万円
- ・無接道等老朽危険空き家：上限120万円

5. 解体工事業者について

Q1.解体工事を請け負う業者の指定はありますか？

A1.個別の業者の指定はありませんが、建設業法に基づく建築工事業、土木工事業若しくは解体工事業の許可、又は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく県知事の登録を受けた業者であることが必要です。

Q2.解体業者がわかりません。町に聞いたら教えてもらえますか？

A2. 町が個別の業者を紹介することはできません。福岡県が委託している「福岡県空き家活用サポートセンター」（通称：イエカツ）では、相談内容によって解体工事業者とマッチングすることも可能ですので、参考にしてください。

【福岡県空き家活用サポートセンター（通称：イエカツ）】

URL：<https://www.fkjc.or.jp/jigyo/iekatsu-2-2>

電話：092-726-6210

E-mail：iekatsu@fkjc.or.jp

※月曜日から金曜日の9時から17時まで（ただし祝日は除きます）

5. 申請手続きについて

Q1.補助金の申請書類などは、どこで入手することができますか？

A1.下記記載の担当課で用紙を配布しています。また、町のホームページからも様式等をダウンロードすることができます。

Q2.町職員が空き家を現地調査する際に立会が必要ですか？

A2.原則、申請者に立会をしていただきます。ただし、申請者が遠方に居住している場合などは町職員のみで現地調査を行います。なお、調査結果は口頭若しくは電話でしかお伝えできませんのでご了承ください。

Q3.解体工事の途中で内容や金額に変更があった場合は、どうすればよいですか？

A3.速やかに町へ相談してください。その後の手続きとして、補助金交付変更申請をしていただくことになります。

Q4.いつまでに解体を終わらせなければならないのですか？

A4.実績報告の期限が解体工事完了日から30日以内、又は申請年度の2月末までの早い方となっておりますので、その期日までに実績報告ができるよう解体を終わらせてください。

【問い合わせ先】 〒811-2292 福岡県糟屋郡志免町志免中央 1-1-1
志免町役場 生活安全課 安全安心係
電話番号:092-935-1181 FAX 番号:092-935-2694